

白樺学園高等学校奨学金制度運用基準

I 給付の条件

対象者は、国の高等学校等就学支援金制度等の対象となる世帯の生徒とする。

したがって、国の高等学校等就学支援金及び北海道私立高等学校授業料軽減補助金など、公的補助金の申請を行い、承認されることが条件となる。

A 類:国の授業料実質無償化の対象となる世帯

1. 進学・教養コース

入試区分	種別	要件	支給額	
			入学金	奨学金
推薦	一種	内申ランクが「C」以上で、意欲を持って勉学に励む者	150,000円	100,000円
	二種	内申ランクが「E」以上で、意欲を持って勉学に励む者	75,000円	50,000円
	三種	内申ランクが「F」で、意欲を持って勉学に励む者	50,000円	30,000円
一般	四種	内申ランクが「C」以上で、意欲を持って勉学に励む者	75,000円	50,000円

2. 体育コース

入試区分	種別	要件	支給額	
			入学金	奨学金
推薦	一種	各種大会において一定の優れた成績を残し、本校クラブ顧問が将来性等を認めた者で、意欲を持って文武両道に励む者	150,000円	100,000円
	二種		75,000円	50,000円
	三種		50,000円	30,000円
一般	四種	内申ランクが「C」以上で、意欲を持って文武両道に励む者	75,000円	50,000円

※ただし、中体連所属部でない等、中学校側の取扱いによって推薦を受けられない場合は、「推薦」に準じた支給額とする。

B 類:A 類以外の世帯

(1)「進学・教養コース」「体育コース」とともに「入試区分」「種別」「要件」は、上記と同様とし、「支給額」は「入学金」「奨学金」とともに上記の 3/4 の額とする。(千円未満切り捨て)

1. 進学・教養コース

入試区分	種別	要件	支給額	
			入学金	奨学金
推薦	一種	内申ランクが「C」以上で、意欲を持って勉学に励む者	112,000 円	75,000 円
	二種	内申ランクが「E」以上で、意欲を持って勉学に励む者	56,000 円	37,000 円
	三種	内申ランクが「F」で、意欲を持って勉学に励む者	37,000 円	22,000 円
一般	四種	内申ランクが「C」以上で、意欲を持って勉学に励む者	56,000 円	37,000 円

2. 体育コース

入試区分	種別	要件	支給額	
			入学金	奨学金
推薦	一種	各種大会において一定の優れた成績を残し、本校クラブ顧問が将来性等を認めた者で、意欲を持って文武両道に励む者	112,000 円	75,000 円
	二種		56,000 円	37,000 円
	三種		37,000 円	22,000 円
一般	四種	内申ランクが「C」以上で、意欲を持って文武両道に励む者	56,000 円	37,000 円

※ただし、中体連所属部でない等、中学校側の取扱いによって推薦を受けられない場合は、「推薦」に準じた支給額とする。

II. 給付の特例(両コース共通)

1. 本校教職員の子弟等が入学する場合の奨学金は、次のとおりとする。(出願時申請)

※入学金 75,000 円支給 奨学金 50,000 円支給

2. 本校在校生の弟妹が入学する場合の奨学金は、次のとおりとする。(出願時申請)

※入学金 75,000 円支給 奨学金 50,000 円支給

3. 芽室町在住者が入学する場合の奨学金は、次のとおりとする。(申請不要)

※ I 及び II の 1、2 の奨学金対象者であって、芽室町に住民票を有する場合は、奨学金に 10,000 円を上乗せして支給

4. 1～3 までの奨学金は、理事長と校長が協議の上決定する。

Ⅲ.特殊事情(両コース共通)

災害被災や家庭の事情等により経済的に困窮し、奨学金が必要とされる者については、申立書・所得課税証明書・状況報告書等の書面により申請し、理事長と校長が協議の上決定する。

種 別	入学金支給額	奨学金支給額
特 A	150,000 円	100,000 円
特 B	75,000 円	50,000 円
特 C	50,000 円	30,000 円
特 D	150,000 円	—
特 E	75,000 円	—

Ⅳ 奨学金の決定方法

I の奨学金については、国の高等学校等就学支援金の決定に併せて行うこととする。

Ⅴ その他の事項

1. 国の授業料実質無償化に伴い、本学園の奨学金については、入学年次に多額な費用がかかることを勘案した保護者負担の軽減策であることから、入学年次のみ適用する。
2. 入学金に係る実支給額については、北海道の授業料軽減補助制度が変更となり、入学金に充当されることとなった場合には、当該補助金を控除した額を上限とする。
3. 入学金は 7 月中、奨学金は 8・10・1・3 月の 4 回に分割して支給することを目処とするが、国及び北海道の補助金の決定が遅れた場合は、別途支給月を通知する。
ただし、休学期間中は支給しない。
4. 受給資格を喪失する場合
 - (1) 停学以上の懲戒処分を受けた場合
 - (2) 学業成績が 1 ポイント以上低下した場合
 - (3) 指定の部活動を退部した場合
5. その他詳細については、奨学金支給要領による。

附 則

1. 本運用基準は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. なお、適用日現在において在籍し、国の授業料実質無償化の対象とならない世帯の生徒で従前の運用基準の該当者にあつては、卒業するまで間、従前の運用基準を適用する。